

広瀬線の地域公共交通計画への位置付けについて

1 目的

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（通称：フィーダー補助）の認定申請について、広瀬線を当該補助金の対象とするため、補助要件として必要とされる記載事項を地域公共交通計画に記載し、フィーダー補助対象系統として位置付けようとするものです。

2 地域公共交通計画変更届出書

(1) 地域公共交通計画（本体）記載事項

- ア 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- イ 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ウ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- エ 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

(2) 地域公共交通計画（別紙）記載事項

- ア 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細・補助系統の概要及び運送予定者
- イ 定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ウ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統）
- エ 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

3 交通不便地域指定申請書

本市のフィーダー補助の認定において、従前は、城南地区のみが交通不便地域の指定を受け、当該地区を運行する城南あおぞら号（デマンドバス）のみが補助対象となっていました。今回広瀬線が新たに補助対象となるにあたり、仮に広瀬線が廃止となった場合に交通不便地域となる永明、上川淵、下川淵地区の一部について交通不便地域の指定を受けるものです。

※中核市は、交通不便地域の人口に多いほど、フィーダー補助の上限額が増加します。